

環境の保全と創造に関する条例（平成7年7月18日条例第28号）〔抜粋〕

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、**汚水（廃液を含む。以下同じ。）**、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、工場等（工場、事業所等事業を行う場所をいう。以下同じ。）の緑化、ごみの散乱の防止等に必要な措置を講じなければならない。

第22条 県は、公害その他の人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障の防止等を図るため、地域の快適な生活環境の確保等、**ばい煙等**（ばい煙、粉じん、**汚水**、騒音、振動及び悪臭をいう。以下同じ。）の排出等の規制、自動車の運行に伴う公害の防止、資源の循環的な利用の促進及び流域における水に係る環境の保全と創造に関する施策を推進するものとする。

（環境基準）

第33条 知事は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが必要な基準（以下「環境基準」という。）を定めるものとする。

2 知事は、環境基準について、常に適切な科学的判断を加え、必要な改定を行うものとする。

3 知事は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準が確保されるように努めるものとする。

4 知事は、第1項の規定により環境基準を定めようとするときは、環境審議会の意見を聴くものとする。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

5 知事は、第1項の規定により環境基準を定めるときは、当該環境基準を告示するものとする。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

（規制基準の設定）

第34条 知事は、排出基準及び設備基準（以下これらを「規制基準」という。）を定めるものとする。

2 前項の排出基準は、工場等における事業活動に伴って生ずるばい煙等の排出、発生又は飛散の量等の許容限度とする。

3 第1項の設備基準は、ばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させる施設の構造並びに使用及び管理に関する基準とする。

4 規制基準は、地域又は水域の特殊性、ばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させる施設の種類、時間の区分等に応じて定めることができる。

5 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の規定による規制基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。

（規制基準の遵守）

第 35 条 工場等に施設を設置し、又は工場等で作業を行う者は、前条第 1 項の排出基準に適合しないばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させてはならない。

2 工場等に施設を設置し、又は工場等で作業を行う者は、前条第 1 項の設備基準を遵守しなければならない。

3 前 2 項の規定は、規制基準が設定された日前から工場等に施設を設置し、又は工場等で作業を行っている者（施設の設置の工事をしている者を含む。）の当該施設又は当該作業については、当該規制基準が設定された日から 6 月間（当該施設又は当該作業が知事が定めるものである場合にあっては、1 年間）は、適用しない。